松徳　憲二 議員

（一問一答方式）

①大洲市水道事業

大洲市水道事業の現状について

問 水道水の安定供給のため、基盤強化に取り組むとともに、災害に強い水道づくりや危機管理の強化も必要と感じている。現在の事業への取組と災害時への対応・改善はどうなっているか。

答 災害対策と危機管理の強化については、平成30年７月豪雨災害での被災経験を踏まえ、建設中であった菅田浄水場は、同規模の洪水に対しても被災しないよう造成高の見直しを行いました。

また、被災した主要水源地の周辺では再度の災害防止に向け、令和５年度完成を目指した堤防整備が進んでいます。この堤防が完成すれば、治水安全が格段に向上し、主要水源は洪水に対して安全なものになると考えています。

危機管理面の強化としては、危機管理マニュアルに災害対応の実施要領を定めるとともに、災害時に応急復旧や給水が迅速に行えるよう、大洲市管工事協同組合と協定を結び、早期の復旧が行えるよう体制を整えています。

また、豪雨災害時に応急給水車の必要性を痛感したことから、令和２年度に１台購入するとともに、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部愛媛県支部で行われる災害時の応急給水、復旧訓練に毎回参加をし、職員のスキルアップを図っています。

水道料金改定について

問 大洲市内の水道料金を統一し、全体で平均約15％引き上げるとのことだが、改正に至った経緯とその適用時期が１年後の令和６年４月とした理由は何か。

答 水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による改修費用の増大、耐震化を含めた既設老朽管の更新に係る財源の確保など、大変厳しい経営状況が続いています。

また、大洲市の水道料金は、平成27年度に改定を行ってから実質的な値上げを実施しておらず、市町村合併後18年が経過した現在でも市内で３つの料金体系が存在し住民間の公平性が保たれていない状況となっています。

これらの現状を鑑み、昨年11月に大洲市水道事業経営審議会に事業の健全経営について諮問いたしました。

その答申を踏まえ、改定額や時期について慎重に検討協議を重ねた結果、今後も持続可能な水道事業を経営していくうえで、改定はやむを得ないと判断し、今回の条例改正を提案いたしました。

改定時期は、新型コロナウイルス感染症の影響や電気料金をはじめとする物価高騰などによる影響を考慮し、市民の皆様へ直ちに負担が生じることのないよう令和６年４月からとするものです。

維持管理に伴う地域の現状と要望について

問 新谷地域の中富久保地区では、地元管理施設で生活水を賄っており、地区住民一丸となって施設の維持管理を実施しているが、少子高齢化が進み今後の管理が困難な状況である。こうした地元管理施設の維持管理について市において対応できないか。

答 本市の水道事業は、上水道事業と飲料水供給事業がありますが、その他にも小さい集落で地元管理の給水施設も数多く存在しています。

中富久保地区は、地元管理の給水施設ですが、このような集落の給水施設を救済する措置として、簡易飲料水施設事業補助金があり、給水施設の新設及び改良に対し補助を行い対応しています。

しかしながら、給水区域外であることから、本市の水道施設で管理することはできないものとなっています。このため、維持管理としては専門の水道業者に委託する方法や、施設の新設、あるいは改修・更新としては補助制度の活用について検討をお願いしたいと考えています。

なお、こうした山間部の地元管理による給水施設は、市内各地区において様々な管理体制があり、本市の支援策は、それらを見極める必要がありますので、今後の検討課題と考えています。